

運営指導基準（指定短期入所）

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）

「市条例 73」＝八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 3 年八王子市条例第 73 号）

「障発 1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）

「平 18 厚労告 523」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）

「平 18 厚労告 548」＝厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 548 号）

「平 18 厚労告 543」＝厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 543 号）

「障発 1031001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根 拠 法 令
第 1 基本方針	（１）指定短期入所事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。 （２）指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行い、必要があると認められる場合には、成年後見制度の利用支援に努めるとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 3 条第 2 項 市条例 73 第 3 条第 3 項、第 4 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(3) 指定短期入所事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めているか。 (4) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。	市条例 73 第 3 条第 5 項、第 6 項 市条例 73 第 108 条
第 2 人員に関する基準 1 従業者の配置の基準	(1) 支援法第 5 条第 8 項に規定する施設が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所（併設事業所）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。 ① 指定障害者支援施設その他の支援法第 5 条第 8 項に規定する施設（入所によるものに限り、②に掲げるものを除く。）（入所施設等）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ② 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定自立訓練（生活訓練）事業者等）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（指定自立訓練（生活訓練）等）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の a 又は b に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数 a 当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 以下 1 以上 b 当該日の指定短期入所の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の指定短期入所の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	支援法第 43 条 第 1 項 市条例 73 第 109 条第 1 項 市条例 73 第 109 条第 1 項第 1 号 市条例 73 第 109 条第 1 項第 2 号

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(2) 支援法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（空床利用型事業所）に置くべき従業者の員数は、次に掲げる場合に応じた数となっているか。 ① 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ② 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次のa又はbに掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数 a 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上 b 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (3) 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（単独型事業所）に置くべき生活支援員の員数は次に掲げる場合に応じた数となっているか。 ① 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（指定生活介護事業所等）において、指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上	市条例 73 第 109 条第 2 項 市条例 73 第 109 条第 2 項第 1 号 市条例 73 第 109 条第 2 項第 2 号 市条例 73 第 109 条第 3 項第 1 号

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
2 管理者	イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間の場合 次の a 又は b に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に掲げる数 a 当該日の利用者の数が 6 以下 1 以上 b 当該日の利用者の数が 7 以上 1 に当該日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 ② 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 ①の a 又は b に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ①の a 又は b に掲げる数 指定短期入所事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。	市条例 73 第 109 条第 3 項第 2 号 市条例 73 第 110 条 準用 (第 57 条)
第 3 設備に関する 基準 設備及び備品等	(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所又は支援法第 5 条第 8 項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。 (2) 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときに、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。 (3) 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。	支援法第 43 条 第 2 項 市条例 73 第 111 条第 1 項 市条例 73 第 111 条第 2 項 市条例 73 第 111 条第 3 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(4) 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとしているか。 ① 居室 ア 居室の定員は4人以下となっているか。 イ 地階に設けていないか。 ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上となっているか。 エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 オ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ② 食堂 ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。 イ 必要な備品を備えているか。 ③ 浴室 利用者の特性に応じたものであるか。 ④ 洗面所 ア 居室のある階ごとに設けているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。 ⑤ 便所 ア 居室のある階ごとに設けているか。 イ 利用者の特性に応じたものであるか。	市条例 73 第 111 条第 4 項、第 5 項
第 4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定短期入所事業者は、利用者との間で当該指定短期入所の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定短期入所の内容 ウ 当該指定短期入所の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定短期入所の提供開始年月日 オ 指定短期入所に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定短期入所事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。	支援法第 43 条 第 2 項 市条例 73 第 119 条 準用（第 9 条第 1 項） 市条例 73 第 119 条 準用（第 9 条第 2 項） 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用（第三 3(1)）

2 提供拒否の禁止	指定短期入所事業者は、正当な理由がなく指定短期入所の提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 (3) 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合をいう。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 11 条) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用 (第三 3(3))
3 連絡調整に対する協力	指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 12 条) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用(第三 3(4))
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 13 条)
5 受給資格の確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 14 条)
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定短期入所事業者は、短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 15 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 15 条第 2 項)
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 16 条)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 17 条第 1 項)
	(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 17 条第 2 項)
9 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 19 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用(第三 3(9))
	(2) 指定短期入所事業者は、(1) の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定短期入所を提供したことについて確認を受けているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 19 条第 2 項)
10 指定短期入所の開始及び終了	(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。	市条例 73 第 112 条第 1 項
	(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	市条例 73 第 112 条第 2 項
11 入退所の記録の記載等	(1) 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項 (受給者証記載事項) を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	市条例 73 第 113 条第 1 項
	(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。	市条例 73 第 113 条第 2 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
12 指定短期入所事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13 の (1) から (3) までに掲げる支払については、この限りでない。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 20 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 20 条第 2 項)
13 利用者負担額等の受領	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。 (2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) 指定短期入所事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者等から受けることができる次に掲げる費用の支払いを支給決定障害者等から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又はロに定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 指定短期入所事業所の利用者のうち、障害者総合支援法施行令 (平成 18 年政令第 10 号) 第 17 条第 1 号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者 (特定支給決定障害者にあつては、その配偶者に限る。) の所得割の額を合算した額が 28 万円未満 (特定支給決定障害者にあつては、16 万円未満) であるもの又は第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 光熱水費 ③ 日用品費 ④ ①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの (4) (3) の①及び②に掲げる費用については、平成 18 年厚生労働省告示第 545 号「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。 (5) 指定短期入所事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 (6) 指定短期入所事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	市条例 73 第 114 条第 1 項 市条例 73 第 114 条第 2 項 市条例 73 第 114 条第 3 項 市条例 73 第 114 条第 4 項 平 18 厚告 545 市条例 73 第 114 条第 5 項 市条例 73 第 114 条第 6 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。 この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	市条例73 第119条 準用（第22条）
15 介護給付費の額に係る通知等	（1）指定短期入所事業者は、法定代理受領により市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 （2）指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。	市条例 73 第 119 条 準用（第 23 条第 1 項） 市条例 73 第 119 条 準用（第 23 条第 2 項）
16 指定短期入所の取扱方針	（1）指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 （2）指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 （3）指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 （4）指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	市条例 73 第 115 条第 1 項 市条例 73 第 115 条第 2 項 市条例 73 第 115 条第 3 項 市条例 73 第 115 条第 4 項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
17 サービスの提供	(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 (2) 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 (3) 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。 (4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。 (5) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。	市条例 73 第 116 条第 1 項 市条例 73 第 116 条第 2 項 市条例 73 第 116 条第 3 項 市条例 73 第 116 条第 4 項 市条例 73 第 116 条第 5 項
18 緊急時等の対応	指定短期入所事業所の従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 29 条)
19 支給決定障害者等に関する市町村への通知	指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	市条例 73 第 117 条
20 運営規程	指定短期入所事業者は、次に掲げる事業（空床利用型事業所にあつては③を除く。）の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑪ その他運営に関する重要事項	市条例 73 第 117 条

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
21 業務継続計画の策定等	(1) 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 1 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 2 項) 市条例 73 第 46 条第 2 項 準用(第 34 条第 3 項)
22 定員の遵守	指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ① 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ② 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 ③ 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	市条例 73 第 118 条
23 身体的拘束等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。 ※ 緊急やむを得ない場合とは、以下のいずれにも該当する場合をいう。 ア 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。 イ 他に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。 ウ 身体的拘束等が一時的なものであること。 (2) 指定短期入所事業者は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録しているか。 (3) 指定短期入所事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施しているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 37 条第 1 項、 第 2 項) 市条例 73 第 119 条 準用(第 37 条第 3 項) 市条例 73 第 119 条 準用(第 37 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
24 秘密保持等	(1) 指定短期入所事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定短期入所事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期入所事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 38 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 38 条第 2 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 38 条第 3 項)
25 情報の提供等	(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 39 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 39 条第 2 項)
26 利益供与等の禁止	(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 40 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 40 条第 2 項)
27 苦情解決	(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定短期入所事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 2 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
28 事故発生時の対応	(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 3 項)
	(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 4 項)
	(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 5 項)
	(6) 指定短期入所事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 6 項)
	(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 41 条第 7 項)
	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 42 条第 1 項、第 2 項)
	(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 42 条第 3 項)
	(3) 指定短期入所事業者は、(2)の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用 (第 42 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
29 虐待の防止	指定短期入所事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	市条例 73 第 119 条 準用（第 43 条）
30 会計の区分	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	市条例 73 第 119 条 準用（第 44 条）
31 記録の整備	（１）指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 （２）指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から５年間保存しているか。 ア ９に規定する指定短期入所の提供に係る記録 イ 27 に規定する苦情の内容等に係る記録 ウ 19 に規定する市町村への通知に係る記録	市条例 73 第 119 条 準用（第 45 条第 1 項） 市条例 73 第 119 条 準用（第 45 条第 2 項） 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用（第三 3(33)）
32 相談及び援助	指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用（第 67 条）
33 管理者の責務	（１）指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 （２）指定短期入所事業所の管理者は、当該短期入所事業所の従業者に市条例 73 第 5 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 73 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用(第 73 条第 2 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
34 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、指定短期入所事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス管理責任者である旨等を明確にしているか。 (2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、当該指定短期入所事業所の従業員によって指定短期入所を提供しているか。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 従業員は、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にあるか。 (3) 指定短期入所事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定短期入所事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 (4) 指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 1 項) 障発 1206001 通知第六 4(8) 準用 (第三 3(22)①) 市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 2 項) 障発 1206001 通知第六 4(8) 準用 (第三 3(22)②) 市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第六 4(8) 準用 (第三 3(22)③) 市条例 73 第 119 条 準用(第 75 条第 4 項)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
35 非常災害対策	(1) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 (2) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 77 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用(第 77 条第 2 項)
36 地域との連携等	指定短期入所事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 80 条)
37 健康管理	指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 94 条)
38 衛生管理等	(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 指定短期入所事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 指定短期入所事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 97 条第 1 項) 市条例 73 第 119 条 準用(第 97 条第 2 項)
39 協力医療機関	指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 98 条)
40 掲示	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 又は、指定短期入所事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定短期入所事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	市条例 73 第 119 条 準用(第 99 条)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(2) 指定短期入所事業者（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が 20 以上の指定事業者等に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数 が 100 以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法施行規則 第 34 条の 28
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取り扱い 1 基本事項	(1) 指定短期入所に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 7 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した費用の額となっているか。) (2) (1) の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	支援法第 29 条 第 3 項 平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539 支援法第 29 条第 3 項
2 短期入所サービス費	(1) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅰ) については、区分 1 以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (2) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅱ) については、区分 1 以上に該当する利用者（障害児を除く。）が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援 A 型等、指定就労継続支援 B 型等若しくは基準該当就労継続支援 B 型を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 1 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(3) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅲ) については、平成 18 年厚生労働省告示第 572 号「障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分」に規定する区分 1 (障害児支援区分 1) 以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (4) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ) 福祉型短期入所サービス費 (Ⅳ) については、障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援 (平成24年厚労令第15号「指定通所支援基準」第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。)、共生型通所支援 (指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。) 又は指定通所支援基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス (指定通所支援等) を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (5) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅰ) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅰ) については、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 5 号の 4 に該当する者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (6) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅱ) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅱ) については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、指定自立訓練 (機能訓練) 等、指定自立訓練 (生活訓練) 等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援 A 型等又は指定就労継続支援 B 型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (7) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅲ) については、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 5 号の 5 に該当する者に対して、看護職員を常勤で 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 3 平 18 厚告 572 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 2 平 18 厚労告 556 の五の四 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 3 平 18 厚労告 556 の五の四 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 4 平 18 厚労告 556 の五の五

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(8) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ) 福祉型強化短期入所サービス費 (Ⅳ) については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 (9) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (Ⅰ) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (Ⅰ) については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の4に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、第6の2の(7)又は(8)の算定対象となる利用者については、算定していないか。 (10) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (Ⅱ) 福祉型強化特定短期入所サービス費 (Ⅱ) については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、第6の2の(7)、(8)又は(9)の算定対象となる利用者については、算定していないか。 (11) 医療型短期入所サービス費 (Ⅰ) 医療型短期入所サービス費 (Ⅰ) については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児)又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の6に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (12) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ) 医療型短期入所サービス費 (Ⅱ) については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の6に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注4の5 平18厚労告556の五の五 平18厚労告523 別表第7の1の注4の6 平18厚労告556の五の四 平18厚労告523 別表第7の1の注4の7 平18厚労告556の五の五 平18厚労告523 別表第7の1の注5 平18厚労告556の五の六 平18厚労告551の二の二のイ 平18厚労告523 別表第7の1の注6 平18厚労告556の五の六 平18厚労告551の二の二のロ

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(13) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ) 医療型短期入所サービス費 (Ⅲ) については、区分 1 又は障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 236 号「厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分 1 若しくは障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、第 6 の 2 の (11) 又は (12) の算定対象となる利用者については算定していないか。 (14) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅰ) については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の (1)、(2) 若しくは (3) に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の6に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (15) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅱ) については、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の (1)、(2) 若しくは (3) に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の6に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (16) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅲ) については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、第 6 の 2 の (14) 又は (15) の算定対象となる利用者については算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 7 平 18 厚告 236 平 18 厚労告 551 の二の二のロ 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 8 平 18 厚労告 556 の五の六 平 18 厚労告 551 の二の二のイ 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 9 平 18 厚労告 556 の五の六 平 18 厚労告 551 の二の二のハ 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 10 平 18 厚労告 551 の二の二のハ

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(17) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ) については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の6に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のイに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (18) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅴ) については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第5の1の注1の(1)、(2)若しくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児又は平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の6に該当する者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣の定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (19) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅵ) 医療型特定短期入所サービス費 (Ⅵ) については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の二の二のロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日に付き所定単位数を加算しているか。 ただし、第6の2の(17)又は(18)の算定対象となる利用者については算定していないか。 (20) 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ただし、11の定員超過特例加算を算定している場合は、算定していないか。 (21) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(情報公表未報告減算) (22) 第4の29(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(業務継続計画未策定減算)	平18厚労告523 別表第7の1の注11 平18厚労告556の五の六 平18厚労告551の二の二のイ 平18厚労告523 別表第7の1の注12 平18厚労告556の五の六 平18厚労告551の二の二のロ 平18厚労告523 別表第7の1の注13 平18厚労告551の二の二のロ 平18厚告236 平18厚労告523 別表第7の1の注15の2 平18厚労告523 別表第7の1の注15の3 平18厚労告523 別表第7の1の注15の4

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
3 短期利用加算	(23) 第4の23(2)及び(3)に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(身体拘束廃止未実施減算)	平18厚労告523 別表第7の1の注15の5
	(24) 第4の29に規定する基準を満たしていない場合に、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。(虐待防止措置未実施減算)	平18厚労告523 別表第7の1の注15の6
	(25) 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準ニに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所(以下「指定短期入所事業所等」という。)において、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所(以下「指定短期入所等」という。)を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。 この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び支援法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た上で、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の8に該当する者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注15の8
	(26) 短期入所サービス費の算定にあたって、利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を指定単位数に乘じて得た数を算定しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注16 平18厚告550の三
	(27) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間(第6の2の(2)若しくは(4)又は(17)、(18)若しくは(19)を算定する場合を除く)は、短期入所サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第7の1の注17
	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、第6の2の(26)に該当する場合は、算定していないか。	平18厚労告523 別表第7の2の注
4 常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 ただし、第6の2の(26)に該当する場合は、算定していないか。	平18厚労告523 別表第7の2の2の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
5 医療的ケア対応 支援加算	(1) 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 5 号に該当する者に対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき、所定単位数を加算しているか。 (2) 福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 5 号に該当する者に対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 2 の 3 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 7 の 2 の 3 注 2
6 重度障害児・障 害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分 5 若しくは区分 6 又は障害児支援区分 3 に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に 100 分の 50 を乗じて得た数以上である場合に、1 日につき、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 2 の 4 の注
7 重度障害者支援 加算	(1) 重度障害者支援加算（Ⅰ）については、指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。 (2) 重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」第 12 号に該当する者が、区分 6（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 100 単位を加算しているか。 (3) (2) が算定されている指定短期入所事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 5 の 2 号に該当する者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。 (4) 重度障害者支援加算（Ⅱ）については、指定短期入所事業所等において、区分 4 以上（障害児にあつては、これに相当する支援の度合。（5）において同じ。）に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1) の重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 1 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 2 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 3 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 4

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
8 単独型加算	(5) 重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定短期入所事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 548 号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者」第 12 号に該当する者が、区分 4 以上に該当し、かつ、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 8 の 1 の注 1 の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 70 単位を加算しているか。 (6) (5) が算定されている指定短期入所事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所事業所等の施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第 5 号の 2 に該当する者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。 (1) 単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、第 6 の 2 の(11)から(13)までに規定する医療型短期入所サービス費又は 2 の(14)から(19)までに規定する医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。 (2) 単独型事業所において、第 6 の 2 の(2)の福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)、(4)の福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)、(6)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)又は(8)の福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18 時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に 100 単位を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 5 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 6 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 4 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 7 の 4 の注 2
9 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 医療型連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者、平成 20 年厚生労働省告示第 59 号「診療報酬の算定方法」別表第一医療診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)若しくは平成 20 年厚生労働省告示第 67 号「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」別表の訪問看護基本療養費(Ⅱ)(以下「精神科訪問看護・指導料等」)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは平成 18 年厚生労働省告示第 523 号別表第 10 の 1 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等の行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)については、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 1

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
	(2) 医療連携体制加算 (Ⅱ) 医療型連携体制加算 (Ⅱ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。 (3) 医療連携体制加算 (Ⅲ) 医療連携体制加算 (Ⅲ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。 (4) 医療連携体制加算 (Ⅳ) 医療連携体制加算 (Ⅳ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(1)、(2)若しくは(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 (5) 医療連携体制加算 (Ⅴ) 医療連携体制加算 (Ⅴ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)を算定している利用者については、算定していないか。 (6) 医療連携体制加算 (Ⅵ) 医療連携体制加算 (Ⅵ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度とし、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は(3)若しくは(5)を算定している利用者については、算定していないか。	平18厚労告523 別表第7の5の注2 平18厚労告523 別表第7の5の注3 平18厚労告523 別表第7の5の注4 平18厚労告556の五の七 平18厚労告523 別表第7の5の注5 平18厚労告556の五の七 平18厚労告523 別表第7の5の注6 平18厚労告556の五の五

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
10 栄養士配置加算	(7) 医療連携体制加算 (Ⅶ) 医療連携体制加算 (Ⅶ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 7
	(8) 医療連携体制加算 (Ⅷ) 医療連携体制加算 (Ⅷ) については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、(1) から (6) までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 8
	(9) 医療連携体制加算 (Ⅸ) 医療連携体制加算 (Ⅸ) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」第 2 号の 2・ニに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 9
	(1) 栄養士配置加算 (Ⅰ) 栄養士配置加算 (Ⅰ) については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、第 6 の 2 の (11) から (19) の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。 ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 6 の注 1
	(2) 栄養士配置加算 (Ⅱ) 栄養士配置加算 (Ⅱ) については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1) 又は第 6 の 2 の (11) から (19) の医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を 1 名以上配置していること。 ② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 6 の注 2

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
11 利用者負担上限 額管理加算	指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の7の注
12 食事提供体制加 算	低所得者等に対して、指定短期入所事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③ 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	平18厚労告523 別表第7の8の注
13 緊急短期入所受 入加算	(1) 緊急短期入所受入加算 (I) 緊急短期入所受入加算 (I) については、福祉型短期入所サービス費を算定している場合であつて、指定短期入所事業所等が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。 (2) 緊急短期入所受入加算 (II) 緊急短期入所受入加算 (II) については、医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の9の注1 平18厚労告556の六 平18厚労告523 別表第7の9の注2 平18厚労告556の六
14 定員超過特例加 算	指定短期入所事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の六に規定する者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、2の(20)に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の10の注 平18厚労告556の六

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
15 特別重度支援加算	(1) 特別重度支援加算 (Ⅰ) 特別重度支援加算(Ⅰ)については、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の七に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 (2) 特別重度支援加算 (Ⅱ) 特別重度支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の七の二に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(1)を算定している場合には、算定していないか。 (3) 特別重度支援加算 (Ⅲ) 特別重度支援加算(Ⅲ)については、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の八に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(1)又は(2)を算定している場合には、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 11 の注 1 平 18 厚労告 556 の七 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 11 の注 2 平 18 厚労告 556 の七の二 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 11 の注 3 平 18 厚労告 556 の八
16 送迎加算	(1) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の二のイに定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等を除く。)において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 (2) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の二のロに定める送迎を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 12 の注 1 平 18 厚労告 268 の二 平 18 厚告 523 別表第 7 の 12 の注 2
17 日中活動支援加算	次の①から③までの基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算していないか。 ① 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者(②において、「保育士等」という。)が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。 ② 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。 ③ 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 13 の注

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
18 医療型短期入所 受入前支援加算	(1) 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)については、医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準に適合するものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定していないか。 (2) 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」指定短期入所等の施設基準に適合するものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。 ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 13 の 2 の注 1 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 13 の 2 の注 2
19 集中的支援加算	(1) 集中的支援加算 (Ⅰ) については、障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が 10 点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 月に 4 回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2) 集中的支援加算 (Ⅱ) については、障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が 10 点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して 3 月以内の期間に限り 1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 7 の 13 の 3 の注 1 平 18 厚告 556 の一の二 平 18 厚労告 523 別表第 7 の 13 の 3 の注 2 平 18 厚告 556 の一の二
20 福祉・介護職員 等処遇改善加算	平成 18 年厚生労働省告示第 543 号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の二十に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等が、利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 19 までにより算定した単位数の 1000 分の 159 に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2 から 19 までにより算定した単位数の 1000 分の 138 に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2 から 19 までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数	平 18 厚告 523 別表第 7 の 14 の注 1 平 18 厚告 543 の二十